

《事業の進め方》

【ステップ1】

住宅の耐震性能を知る
(耐震診断を受けてみる)

耐震性能が低い場合

【ステップ2】

住宅が倒壊しないための
耐震補強を行う

- 事業の対象となる住宅
次のすべてに該当する住宅
(以下「既存木造住宅」)
①昭和56年5月31日以前に着
工された、市内にある住宅
(店舗などの用途を兼ねる
住宅で、店舗などの用に供
する部分の床面積が延べ面
積の2分の1未満のものを
含みます)
②木造在来工法の住宅(ツ
バイフォー工法や非木造の
住宅は含まれません)
③個人所有の一戸建て住宅
(賃貸住宅を除きます)

市では、大規模地震災害か
ら市民の皆さんの生命と財産
を守るため、「中野市耐震改
修促進計画」に基づき、住宅
などの耐震化を促進してい

あなたの家は、
地震がきても大丈夫ですか？

【ステップ1】

専門家による簡易耐震診断・
精密耐震診断(無料)
対象となる住宅で耐震診断
をご希望の方は、市役所都市
計画課にある申込書でお申し
込みください。耐震診断(耐
震診断士派遣)に要する費用
は市が負担します。

【ステップ2】

既存木造住宅の耐震補強工事
次の要件を満たすものにつ
いて、工事に直接要する費用
の2分の1以内の額(上限は
60万円)を補助します。

市が実施した耐震診断士に
よる精密耐震診断の結果、
総合評点が1.0未満の場合
○既存木造住宅の耐震補強工
事を行うことで、総合評点
が0.7以上かつ工事前の総合

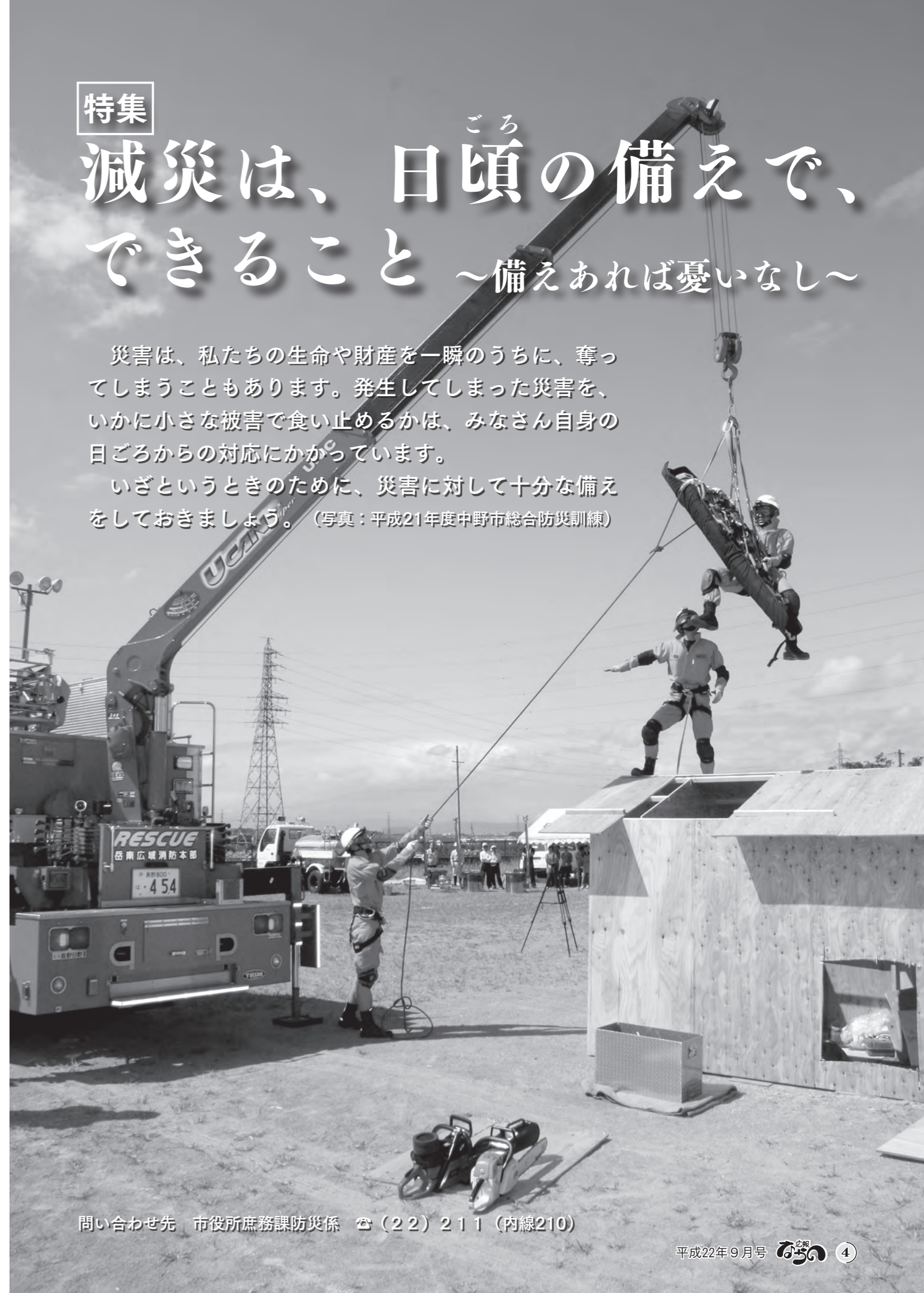
評点を上回る場合
○給与収入のみ収入金額が
144.2万円以下の場合
○給与収入以外の所得金額が
120.0万円以下の場合

お問い合わせ先
市役所都市計画課建築住宅係
☎(22)2111(内線273)

特集

減災は、日頃の備えで、
できること ~備えあれば憂いなし~

災害は、私たちの生命や財産を一瞬のうちに、奪っ
てしまうこともあります。発生してしまった災害を、
いかに小さな被害で食い止めるかは、みなさん自身の
日ごろからの対応にかかっています。
いざというときのために、災害に対して十分な備え
をしておきましょう。(写真：平成21年度中野市総合防災訓練)



ポール(つつぱり棒)式
ネジ止めすることなく、
家具と天井の隙間に設置
する棒状のタイプ

L型金具
家具と壁を、ネジに
よって固定するタイプ

ベルト・チェーン式
家具と壁をそれぞれネ
ジ止めた金具を、ベル
ト、金属チェーンなどで
結んだタイプ

家具の転倒を防止しましょう

近年発生した大きな地震の負傷者のうち、30%から50%の方が、家具類の転倒・落下が原因で
負傷しています。また、転倒・転落した家具類につまずいて転倒したり家具が倒れたときに、割
れた食器やガラスなどでけがをするなど、家具類の転倒は2次的な負傷の原因にもなっています。
地震の発生を抑制することはできませんが、皆さんが日ごろから備え、対策を講じる事により、
災害は減災することができます。
図の転倒防止具のほかにも、重いものは下に、軽いものを上に収納するだけでも転倒の予防に
なります。複合的な対策が重要です。

ストッパー式
家具の最下部にくさび
状に挟み込み、家具を壁
側に傾斜させるタイプ

マット式
粘着性のゲル状のもの
で、家具の底面と床面を
接着させるタイプ

ガラス飛散防止フィルム
家具のガラス面にフィ
ルムを張り、割れた場合
の飛散を防ぐもの

お問い合わせ先 市役所庶務課防災係 ☎(22)2111(内線210)